

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	許可等の条件			根拠条項	第13条第2項		
処分基準	知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、当該許可又は認可に条件を付けることができる						
	対応区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次